

税務課

1 税制改正

地方税法の一部改正等により、税条例に係る次の事項を施行した。

(1) 個人住民税関係

ア 上場株式等の配当所得等に係る課税方式

個人住民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税における課税方式と一致させる措置を講じた。

イ 森林環境税（国税）の導入に伴う徴収方法等の規定の整備

森林環境税の導入に伴い、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加し、個人の住民税に併せて森林環境税を賦課及び徴収する規定を設けた。

(2) 固定資産税関係

ア マンション長寿命化に係る減額措置

長寿命化に資する一定の大規模修繕工事が行われたマンションに対する固定資産税を 3 分の 1 の割合で減額する措置を創設した。

(3) 軽自動車税関係

ア グリーン化特例（軽課）の見直し

種別割のグリーン化特例（軽課）について、特例の期限を 3 年間（25%軽減の対象については 2 年間）延長した。

イ 電動キックボードの区分新設

道路交通法に電動キックボードを主な対象とする「特定小型原動機付自転車」区分が新設されたことにより、特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税（種別割）の税率を二千元とし、同法に定める施行日（令和 5 年 7 月 1 日）の属する年度の翌年度分以後について適用した。

ウ 燃費・排ガス不正行為への対応

不正により生じた納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、税制上の再発抑止策を強化するため、納付不足額を徴収する際に加算する割合（現行：10%）を 35%に引き上げた。

2 課税状況

(1) 個人市民税

ア 市民税納税義務者等状況（「市町村課税状況等の調」による。令和 5 年 7 月 1 日現在）

所得者区分	均等割を納める者		所得割を納める者		納税義務者数 (人)
	納税義務者数 (人)	均等割額 (千円)	納税義務者数 (人)	所得割額 (千円)	
給与所得者	28,660	100,310	26,590	2,869,623	28,660
営業等所得者	1,533	5,366	1,249	169,331	1,533
農業所得者	103	361	79	7,917	103
その他の所得者	8,246	28,862	6,319	381,356	8,246
家屋敷等のみ	39	137			39
合 計	38,581	135,036	34,237	3,428,227	38,581

イ 市民税課税標準段階別所得割額等状況

（「市町村課税状況等の調」による。令和 5 年 7 月 1 日現在）

課税標準額の段階	納税義務者数 (人)	構成割合 (%)	所得割額 (千円)	構成割合 (%)
10万円 以下の金額	1,613	4.7	15,374	0.5
10万円 を超え 100万円 以下	12,316	36.0	364,124	10.6
100万円 " 200万円 "	10,060	29.4	827,177	24.1
200万円 " 300万円 "	5,217	15.2	701,396	20.5

300万円	〃	400万円	〃	2,446	7.1	473,272	13.8
400万円	〃	550万円	〃	1,440	4.2	371,123	10.8
550万円	〃	700万円	〃	432	1.3	147,018	4.3
700万円	〃	1,000万円	〃	351	1.0	159,356	4.6
1,000万円を超える金額				362	1.1	369,387	10.8
合 計				34,237	100.0	3,428,227	100.0

(2) 法人市民税

ア 課税対象法人数

(「市町村課税状況等の調」による。令和5年7月1日現在)

資本金等による区分	従業者数	納税義務者数(団体)	構成割合(%)
50億円を超えるもの	50人超	12	0.6
10億円を超え50億円以下のもの	50人超	8	0.4
10億円を超えるもの	50人以下	90	4.3
1億円を超え10億円以下のもの	50人超	14	0.7
	50人以下	68	3.3
1千万円を超え1億円以下のもの	50人超	47	2.3
	50人以下	357	17.3
1千万円以下のもの	50人超	9	0.4
	50人以下	1,462	70.7
法人でない社団等		0	0.0
合 計		2,067	100.0

イ 調定額(現年課税分)

(令和6年3月末日現在)

均等割額(円)	法人税割額(円)	計(円)
224,336,000	596,414,600	820,750,600

(3) 固定資産税

ア 土地(法定免税点以上のもの)

(「土地に関する概要調書」による。令和5年1月1日現在)

区 分	納税義務者(人)	地積(㎡)	決定価格(千円)	課税標準額(千円)
田		29,734,932	7,789,345	6,050,805
畑		2,549,510	464,178	277,607
宅 地		14,353,518	244,112,203	91,958,814
鉱泉地		4	7	7
山 林		30,274,854	400,364	400,364
牧 場		15,622	897	897
原 野		3,656,936	38,987	38,986
雑種地		25,267,762	36,703,869	25,303,778
計		105,853,138	289,509,850	124,031,258

イ 家屋(法定免税点以上のもの)

(「家屋に関する概要調書」による。令和5年1月1日現在)

区 分	納税義務者数(人)	棟数(棟)	床面積(㎡)	決定価格(千円)
木 造		37,020	3,230,341	63,625,279
非木造		17,378	3,369,034	110,783,902
計	27,754	54,398	6,599,375	174,409,181

うち新增築分

(「家屋に関する概要調書」による。令和5年1月1日現在)

区 分	納税義務者数(人)	棟数(棟)	床面積(㎡)	決定価格(千円)
木 造		209	21,879	1,756,808
非木造		62	19,542	1,564,755

ウ 償却資産（法定免税点以上のもの）

（「償却資産に関する概要調書」による。令和5年1月1日現在）

区 分	納税義務者数（人）	決定価格（千円）	課税標準額（千円）
市長が価格等の決定を行うもの	1,501	73,872,248	71,494,658
法第389条関係	6	19,461,435	18,731,243
計	1,507	93,333,683	90,225,901

エ 国有資産等所在市町村交付金

（「国有資産等所在市町村交付金に関する概要調書」による。令和5年1月1日現在）

区 分	交付者数	台帳価格（円）	算定標準額（円）	交付金額（円）
土 地		2,091,414,219	1,595,307,000	22,334,100
家 屋		1,726,431,357	865,318,000	12,114,400
償却資産		11,208,471,740	11,119,473,000	155,672,600
計	5 団体	15,026,317,316	13,580,098,000	190,121,100

(4) 軽自動車税

（「市町村課税状況等の調」による。令和5年4月1日現在）

区 分			台数（台）	税率（円）	調定額（千円）
原 自 動 車 機 付	50cc以下		3,659	2,000	7,318
	51cc～90cc		287	2,000	574
	91cc～125cc		1,189	2,400	2,854
	ミニカー		54	3,700	200
	小 計		5,189		10,946
軽 自 動 車	二輪車（含側車）		1,145	3,600	4,122
	三輪車（新税率）		0	3,900	0
	旧 税 率	乗用（営業用）	1	5,500	6
		乗用（自家用）	5,782	7,200	41,630
		貨物用（営業用）	52	3,000	156
		貨物用（自家用）	1,464	4,000	5,856
		乗用（営業用）	1	6,900	7
		乗用（自家用）	9,306	10,800	100,505
		貨物用（営業用）	63	3,800	239
		貨物用（自家用）	2,702	5,000	13,510
	重 課	乗用（営業用）	0	8,200	0
		乗用（自家用）	4,567	12,900	58,914
		貨物用（営業用）	44	4,500	198
		貨物用（自家用）	2,694	6,000	16,164
	75% 軽 課	乗用（営業用）	0	1,800	0
		乗用（自家用）	58	2,700	157
		貨物用（営業用）	0	1,000	0
		貨物用（自家用）	0	1,300	0
	50% 軽 課	乗用（営業用）	0	3,500	0
		乗用（自家用）			
		貨物用（営業用）			
		貨物用（自家用）			
	25% 軽 課	乗用（営業用）	0	5,200	0
		乗用（自家用）			
		貨物用（営業用）			
		貨物用（自家用）			
	小 計		27,879		241,464

小特 型殊	農耕作業用	2,178	2,400	5,227
	その他作業用	169	5,900	997
	小 計	2,347		6,224
二輪の小型自動車		1,183	6,000	7,098
合 計		36,598		265,732

(5) 市たばこ税（令和5年4月～令和6年3月調定）

期 間	税 率	売渡し本数（本）	税 額（円）
令和5年4月～令和6年3月	6,552円／1,000本	84,571,346	554,111,457

(6) 都市計画税（法定免税点以上のもの）

（「都市計画税に関する調」による。令和5年1月1日現在）

区 分	納税義務者数（人）	課税標準額（千円）
土 地	19,181	91,988,162
家 屋	19,163	110,218,042
計	（実数） 22,413	202,206,204

(7) 入湯税（令和5年4月～令和6年3月調定）

ア 入湯者数

入湯者数 合計（人）	課 税 人 数（人）			課 税 免 除 人 数（人）		
	計	宿 泊	日帰り	計	小学生以下	学校行事等
520,027	449,666	78,410	371,256	70,361	66,134	4,227

イ 入湯税額

	税率（円）	税額（円）
宿 泊	150	11,761,500
日帰り	50	18,562,800
計		30,324,300

3 収入の状況

（単位：円，％）

区 分	調定額（A）	収入済額（B）	不納欠損額	収入未済額	徴収率 B/A
1 市民税	4,559,635,023	4,419,735,473	10,005,551	129,893,999	96.9
個人 現年課税分	3,615,055,375	3,568,794,537	1,602,888	44,657,950	98.7
〃 滞納繰越分	110,904,818	30,629,078	8,072,663	72,203,077	27.6
法人 現年課税分	820,750,600	819,817,300	0	933,300	99.9
〃 滞納繰越分	12,924,230	494,558	330,000	12,099,672	3.8
2 固定資産税	5,703,021,104	5,554,901,767	6,176,338	141,942,999	97.4
純固定資産税	5,512,900,004	5,364,780,667	6,176,338	141,942,999	97.3
現年課税分	5,382,426,600	5,325,167,731	1,703,350	55,555,519	98.9
滞納繰越分	130,473,404	39,612,936	4,472,988	86,387,480	30.4
国有資産等所在市町村交付金	190,121,100	190,121,100	0	0	100.0
3 軽自動車税	291,783,458	276,293,371	1,925,977	13,564,110	94.7
種別割	277,035,358	261,545,271	1,925,977	13,564,110	94.4
現年課税分	264,323,300	259,189,372	318,000	4,815,928	98.1
滞納繰越分	12,712,058	2,355,899	1,607,977	8,748,182	18.5
環境性能割	14,748,100	14,748,100	0	0	100.0
4 市たばこ税	554,111,457	554,111,457	0	0	100.0
5 都市計画税	621,484,582	602,671,284	799,964	18,013,334	97.0
現年課税分	603,723,700	597,278,725	191,050	6,253,925	98.9
滞納繰越分	17,760,882	5,392,559	608,914	11,759,409	30.4

6	入湯税	30,324,300	30,324,300	0	0	100.0
	一般会計 市税 計	11,760,359,924	11,438,037,652	18,907,830	303,414,442	97.3
	現年課税分	11,475,584,532	11,359,552,622	3,815,288	112,216,622	99.0
	滞納繰越分	284,775,392	78,485,030	15,092,542	191,197,820	27.6
7	利子割交付金	5,146,000	5,146,000			100.0
8	配当割交付金	94,118,000	94,118,000			100.0
9	株式等譲渡割交付金	100,129,000	100,129,000			100.0
10	地方消費税交付金	1,811,257,000	1,811,257,000			100.0
11	ゴルフ場利用税交付金	549,764,242	549,764,242			100.0
12	環境性能割交付金	50,959,000	50,959,000			100.0
13	自動車取得税交付金	2,799,230	2,799,230			100.0
	交付金 計	2,614,172,472	2,614,172,472			100.0

(令和6年5月31日現在)

4 窓口事務

(1) 諸証明発行、閲覧内訳 (単位：件)

区 分	納税証明		所得証明	評価証明	公課証明	住宅用家屋証明	
	軽自	一般				72条の2	73・74条
上半期	810	839	4,405	1,633	447	54	73
下半期	563	1,232	2,459	1,375	309	54	64
年間計	1,373	2,071	6,864	3,008	756	108	137

区 分	軽自動車減免 受けない証明	国保 税額	営業 証明	その他 証 明	課税台帳 関 覧	合 計
上半期	14	8	3	34	396	8,716
下半期	2	181	3	29	561	6,832
年間計	16	189	6	63	957	15,548

(2) 原動機付自転車登録等状況 (単位：件)

区 分	登 録	廃 車	その他	合 計
上半期	474	386	57	917
下半期	411	510	61	982
年間計	885	896	118	1,899

5 手数料等の徴収事務

月別	諸 証 明 等		督 促	
	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)
4	1,205	18,450	168	13,373
5	1,057	319,800	201	16,080
6	2,222	284,100	1,546	123,680
7	1,702	540,500	1,555	124,400
8	1,361	442,500	987	78,960
9	1,169	306,000	1,382	110,560
10	1,164	259,050	887	70,930
11	1,093	537,000	1,041	83,280
12	1,083	250,150	1,242	99,300
1	1,186	368,800	568	45,420
2	1,150	319,400	1,273	101,840

3	1, 156	620, 550	3, 084	246, 720
計	15, 548	4, 266, 300	13, 934	1, 114, 543

6 県民税の賦課徴収事務

(1) 県民税の課税及び徴収の状況 (単位：円，％)

区 分	調定額 (A)	収入済額 (B)	不納欠損額	未収入額	徴収率 B/A
計	2, 481, 697, 319	2, 397, 416, 896	6, 444, 452	77, 835, 971	96. 6
現年課税分	2, 407, 828, 525	2, 377, 016, 224	1, 067, 612	29, 744, 689	98. 7
滞納繰越分	73, 868, 794	20, 400, 672	5, 376, 840	48, 091, 282	27. 6

(2) 県民税徴収事務取扱及び委託金

区 分	算 定 基 礎	乗 数	委託金の額 (円)
納 税 義 務 者 数	38, 789 人	3, 000 円	116, 367, 000
過 誤 納 還 付 金	7, 012, 350 円		2, 803, 492
還 付 加 算 金	12, 100 円		4, 835
配 割 株 割 還 付 分	1, 852, 852 円		1, 852, 852
納 税 通 知 書 等 の 数 (平成 18 年度以前分)	0 枚	60 円	0
払 込 税 額 (平成 18 年度以前分)	475, 199 円	0. 07	33, 263
計			121, 061, 442

7 還付金事務

一般市税及び国民健康保険税の更正決定等に基づく還付

区 分	歳 出 還 付		歳 入 戻 出	
	件数 (件)	還付金・加算金 (円)	件数 (件)	還付金 (円)
一般市税等 計	1, 162	39, 151, 506	3, 474	41, 867, 190
個人市・県民税	904	11, 930, 626	3, 000	23, 062, 150
法人市民税	178	24, 807, 600	149	12, 635, 680
固定資産・都市計画税	54	2, 169, 600	279	5, 862, 560
軽自動車税	26	243, 680	46	306, 800
国民健康保険税	145	3, 239,330	2, 877	27, 354, 530

8 その他の事務

(1) 税申告受付の合同開催 (令和 6 年 2 月 8 日から 3 月 15 日まで)

みつきいホールにおいて、令和 6 年の税申告受付を税務署と合同で開催した。

(2) 広報活動

納税等に関する意識の高揚を図るため、次の活動を実施した。

ア 申告に関する指導と PR 活動

イ 「広報みき」による PR 活動

ウ 税理士による税務相談の実施 (原則、4 月～1 月の第 2 水曜日)

(3) 土曜開庁

毎月第 2 土曜日に開庁し、所得証明等の発行や収納事務を行った。